

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

① 津波、土砂災害、水害

紀宝町が作成した紀宝町防災マップ（保存版）、紀宝町防災マップ津波編、紀宝町防災マップ土砂災害編、紀伊半島大水害時の浸水地図によると、町内各地域で想定される災害リスクは以下の通りである。

(ア) 鵜殿地区

紀宝町の町役場を始めとした公的機関や、駅や港等の商工業が集中した地区。紀宝町内では比較的平坦な地形だが、海拔は低く、場所によっては沼地を埋め立てて住宅街としている。農耕地はほとんどない。

㊦ 津波

地区の広範囲で津波による浸水の危険があり、特に港を含む海に面した場所では 2m～5m の浸水深が想定されている。地区内の主要幹線道路、県道 35 号線や町役場も浸水想定地区内に存在している。

㊧ 土砂災害

平坦な地形のため、町内では比較的土砂災害の危険が少ない地区。しかし山際の一部地域が土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）に指定されている。

㊨ 水害被害

鵜殿駅の裏側が度々浸水の被害を受けている。

平成 23 年紀伊半島大水害では鵜殿駅の裏側、神内川に隣接する一部地域、鳥止野神社から役場までのエリアが浸水被害を受けた。

(イ) 井田地区

地区の東側に太平洋、西側に大烏帽子山があり、その間に平地はほとんどなく、傾斜地に住宅とみかん畑が存している。七里御浜に沿って南北に直線状に国道 42 号線が伸びており、北側の隣町との境界に道の駅「紀宝町ウミガメ公園」がある。

㊦ 津波

海岸線に沿って伸びる国道 42 号線は防波堤の役目を果たすよう、高さを持たせて作られているが、国道 42 号線を超える津波が到来した場合には、国道沿線上の多くの住宅に浸水の危険がある。

㊧ 土砂災害

地区西側に傾斜地が続いているが、土砂災害特別警戒区域は町内の他地区と比較すると比較的少なく、住宅にかかるものはほとんどない。

㊨ 水害被害

地区北部に存する井田川の湾曲部の住宅エリアが度々浸水の被害を受けている。

平成 23 年紀伊半島大水害では、同エリアを含む地区北部エリアが浸水被害を受けた。

(ウ) 神内地区

地区の中央を神内川が南北に流れ、その両側の平坦な場所に田園があり、更にその外側に住宅と傾斜地が存している。国道 42 号線が地区南部を東西に走っている。新宮紀宝道路の紀宝

町側の最終降口となっており、今後、熊野市に向かって紀勢線の延伸が計画されている。

⑦津波

神内川を遡上して地区中央部の田園が 0.3m～1mの浸水被害を受ける危険がある。また地区南部の神内川湾曲部の住宅エリアに 0.0m～0.3mの浸水被害の恐れがある。

⑧土砂災害

地区の東西両側に傾斜地があるが、山際の傾斜地は広範囲に亘って土砂災害特別警戒区域となっている。

⑨水害被害

地区中央部の田園部、隣接する平地の住宅エリアは度々浸水の被害を受けている。

平成 23 年紀伊半島大水害では、地区内道路が広範囲に亘って水没し同エリアの交通が完全に遮断され、山際を除く広範囲の住宅が浸水被害を受けた。

(エ) 成川地区

地区の南側に熊野川があり、西側と中央には平地がほぼなく斜面に沿って住宅が立ち並ぶ。地区の東の端にも山があり、中央の山と東側の山に挟まれた狭い平地に住宅が密集している。大きな商工業施設や農耕地はほとんどない。

⑦津波

熊野川を遡上して地区南部の一部地域に浸水の恐れがある。

⑧土砂災害

地区の全域に傾斜地があるが、山際の傾斜地は広範囲に亘って土砂災害特別警戒区域となっている。

⑨水害被害

地区の北東部の神内川流域付近の住宅エリアは度々浸水被害を受けている。

平成 23 年紀伊半島大水害では、東部の住宅地と南部の熊野川隣接地域が広範囲に亘って浸水被害を受け、当会建物も一階部分が浸水した。その際には付近道路が水没し、移動が困難な状態となった。

(オ) 鮎田地区

相野谷川が地区の東側を南北に貫き、南端で熊野川と合流している。地区の東西は山で囲まれており、相野谷川の西側の平地に田園が広がっている。地区内に砂利集積地やセメント工場があり、運搬のための工業用車両の整備点検業者が集中している。相野谷川の氾濫でよく浸水被害を受ける地域。

⑦津波

相野谷川沿いの一部田園を除いて津波による浸水の恐れはない。

⑧土砂災害

地区の住宅の多くに土砂災害の危険がある。

⑨水害被害

地区の中央部から南部にかけての住宅・工業エリアは度々浸水被害を受けている。大雨で熊野川からの逆流が予測される場合に、熊野川と相野谷川の合流地点の水門を閉鎖してポンプでの排水を行うが、排水容量を超える降水量となったとき相野谷川が氾濫する。地区で最も低い所にある車両整備工場はおよそ 3 年～5 年に 1 回程度浸水被害を受けている。

平成 23 年紀伊半島大水害では、地区全域で洪水が発生し、地区内の多くの道路及び家屋

が冠水し、自動車での移動が阻害された。

(カ) 高岡地区

相野谷川が地区の東側を南北に貫いている。地区の東西は山で囲まれており、相野谷川の西側の平地に田園が広がっている。鮎田地区と並んで相野谷川の氾濫による水害被害を受ける地域。

㊦ 津波

津波による浸水の恐れはない。

㊧ 土砂災害

地区の住宅の多くは、水害を避けるため山際の傾斜地に存するが、大雨に際して土砂災害の危険がある。また一部地域は土石流災害の危険地域に指定されている。

平成 23 年紀伊半島大水害では、地区内で大規模土石流が発生した。幸い住民の避難が完了しており人的被害はなかったが、復旧に長期間を要した。

㊨ 水害被害

地区の低地にある地区内の主要道路と住宅は数年に一度、浸水被害を受けている。

平成 23 年紀伊半島大水害では、本来水害を避ける高さに建築された住宅も多くの浸水被害を受けた。また、地区内新興住宅地に設置された高さ 9.4m の輪中堤を越水して被害を出した。

(キ) 北檜杖地区

熊野川の湾曲部内側にあり、地区全域が山の傾斜地となっており平地はほとんどない。住宅数も極めて少ない。

㊦ 津波

津波による浸水の恐れはない。

㊧ 土砂災害

地区内の中心集落が土砂災害警戒区域内にある。数年に一度程度、地区内主要道路で土砂崩れが発生し、通行が遮断される。

平成 23 年紀伊半島大水害では北檜杖地区よりも熊野川上流地域は土砂崩れの影響で長期間に亘って孤立集落となった。

㊨ 水害被害

地区の低地にある地区内の主要道路で 10 年に一度程度熊野川の越水が発生する。住宅への水害被害はほぼ発生しない。

平成 23 年紀伊半島大水害では水位がこれまでにない高さに達し、地区内の数件で浸水被害を受けた。

(ク) 瀬原地区

地区の西側に熊野川、東側に山があり平地はない。道路は熊野川に沿って走る一本のみ。

㊦ 津波

津波による浸水の恐れはない。

㊧ 土砂災害

地区内の住宅は土砂災害警戒区域内にある。

⑦水害被害

地区の低地にある地区内の唯一の道路で度々熊野川の越水が発生する。住宅への水害被害はほぼ発生しない。

平成 23 年紀伊半島大水害では水位がこれまでにない高さに達し、地区内の数件で浸水被害を受けた。

(ケ) 浅里地区

地区の南側に熊野川が流れ、集落中心の水田を囲むように山際の傾斜地に住宅が立ち並んでいる。熊野川に沿って県道が走っているが、熊野市方面へと抜ける道は道幅が狭く、よくがけ崩れで通行止めとなる。また桐原地区へと抜ける林道もあるが、舗装されていない場所があり、大型車が通行可能な規格とはなっていない。

⑦津波

津波による浸水の恐れはない。

①土砂災害

地区内の住宅は土砂災害警戒区域内にあり、一部は土石流警戒区域となっている。

平成 23 年紀伊半島大水害では地区内数カ所で土砂崩れが発生し、土石流により行方不明者 1 名を出した。また令和 2 年 10 月の台風 14 号でも地区内に大規模な土砂崩れが発生し地区内の主要道路が寸断された。

⑦水害被害

地区の低地にある県道は度々熊野川の氾濫で浸水する。住宅は水害に備え高い場所に建設されており、水害被害はほぼ発生しない。

平成 23 年紀伊半島大水害では水位がこれまでにない高さに達し、地区内の広範囲の住宅が水害を被った。

(コ) 桐原地区

地区中央部を相野谷川が南北に貫いている。集落は北部と南部に分かれていて、北部は棚田があり、南部は地区内の低地に水田がある。いずれも面積は狭い。周囲を山に囲まれており、平地はほぼない。

⑦津波

津波による浸水の恐れはない。

①土砂災害

地区内の住宅は土砂災害警戒区域内にあり、一部は土石流警戒区域となっている。

平成 23 年紀伊半島大水害では川沿いで土砂崩れが発生した。

⑦水害被害

相野谷川の上流に位置しており、水害の危険は低い。

(サ) 阪松原地区

地区は北側から南側に向けて下る形の傾斜地に集落がある。南端に相野川があり、その川沿いに水田が広がっている。

⑦津波

津波による浸水の恐れはない。

①土砂災害

地区内傾斜地の住宅の一部が土砂災害区域内にある。

㊦水害被害

相野川の上流に位置しており、水害の危険は低い。

(シ) 平尾井地区

相野川が地区の中央を南北に貫いている。地区の東西は山で囲まれており、相野川の両側の平地に田園が広がっている。住宅は平地にはほとんどなく、傾斜地に建てられている。

㊦津波

津波による浸水の恐れはない。

㊦土砂災害

地区の東側が土砂災害警戒区域内にある。

㊦水害被害

水害の危険は低い地域だが、平成 23 年紀伊半島大水害では水位がこれまでにない高さに達し、地区内の最も低い位置にある住宅が浸水被害を受けた。

(ス) 井内地区

相野川が地区の中央を南北に貫いている。地区の東西は山で囲まれており、相野川の両側の平地に田園が広がっている。小学校、保育所、診療所を中心に住宅が連なっているが、平地の面積は狭い。工業団地があり、町内最大規模の電子機器メーカーの工場がある。

㊦津波

津波による浸水の恐れはない。

㊦土砂災害

地区のほぼ全域が土砂災害警戒区域内にあり、一部住宅は土砂災害特別警戒区域内にある。

㊦水害被害

水害の危険は低い地域だが、平成 23 年紀伊半島大水害では水位がこれまでにない高さに達し、地区内の低い位置にある住宅が広範囲で浸水被害を受けた。

(セ) 大里地区

相野谷川と相野川の合流地点で、相野谷川が地区の中央を西から南へと逆「く」の字を描いており、相野川が北から合流している。地区の囲む形で山に囲まれており、合流地点より下流の相野谷川の西側の平地に田園が広がっている。住宅は相野谷川の田園の外側にあるが、その立地は急傾斜地から平地まで様々である。

㊦津波

津波による浸水の恐れはない。

㊦土砂災害

地区東側と西側の山際に沿っての広範囲が、土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域に指定されている。

㊦水害被害

相野谷川と相野川の合流地点や紀宝町深田運動場付近など、定期的に水害を受ける地域がある。

平成 23 年紀伊半島大水害では水位がこれまでにない高さに達し、地区内の広範囲で住宅が浸水被害を受け、死者 1 名を出した。

(7) 紀宝町全体

山と海に囲まれた平地がほとんどない町で、降水量が多く数年に 1 回の割合で住宅の浸水被害や土砂災害が発生し、また南海トラフ地震による被害が想定される地域となる。町内の官公庁と商業集積地が存在する地区は海拔の低い場所にあり津波の危険が特に高く、それ以外の地区は川の氾濫や急傾斜地での土砂災害の危険が高い場所が多い。山間地ということで、機材を退避できる場所は少ない。

②地震

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度 6 弱以上の地震が今後 30 年間で 70%以上の確率で発生すると言われており、特に太平洋及び相野谷川沿岸では震度 6 強以上の地震も予測されている。

③感染症

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速な蔓延により、当町においても多くの住民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

また住民の高齢化、僻地特有の医師不足といった地域事情も、感染拡大や症状の重篤化へと繋がりが易い要件となっている。

(2) 商工業者（会員）の状況

①風水害災害予想区域内の事業所数

（複数災害の重複あり）

地区	事業所数	土砂災害特別警戒区域（土石流）	土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）	土砂災害警戒区域（土石流）	土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）	紀伊半島豪雨浸水区域（平成 23 年）
鵜殿	110	0	5	2	21	23
井田	69	0	0	0	7	2
神内	19	0	3	4	4	6
成川	47	0	9	9	10	33
鮎田	12	0	0	6	10	12
高岡	6	0	2	2	2	4
北檜杖	6	0	2	1	0	2
浅里	1	0	0	1	1	0
桐原	2	0	0	0	2	0
平尾井	3	0	0	0	0	1
井内	5	0	1	1	2	1
大里	17	0	3	1	4	8
計	297	0	25	27	63	92

②津波浸水予想区域内の事業所数

地区	事業所数	緑	黄	橙	桃	計
鵜殿	110	3	11	25	47	86
井田	69	5	6	14	2	27
神内	19	0	0	0	0	0
成川	47	7	6	0	0	13
鮎田	12	0	0	0	0	0
高岡	6	0	0	0	0	0
北檜杖	6	0	0	0	0	0
浅里	1	0	0	0	0	0
桐原	2	0	0	0	0	0
平尾井	3	0	0	0	0	0
井内	5	0	0	0	0	0
大里	17	0	0	0	0	0
計	297	15	23	39	49	126

※緑：0.3m以下

黄：0.3m～1m

橙：1m～2m

桃：2m～5m

(3)これまでの取組

①当町の取組

紀伊半島大水害の経験から、災害に備えて様々な防災・減災の取り組みを行ってきた。

(ア)台風等風水害に備えた事前防災行動計画（タイムライン）策定

台風等風水害に備え、台風のおよそ5日前からの事前行動が定められており、その計画に従って準備を進める。事前準備は町役場だけでなく様々な機関と連携して行うため、相互の防災行動を定めている。

タイムラインは、紀宝町のタイムラインの他に、各地区が独自に作成した地区タイムラインがある。このことにより災害の際に、自助・共助・公助が連携した災害対応ができる仕組みづくりを行っている。

(イ)町民防災会議

町全体で「人の命が一番」を基本にした防災・減災対策に取り組み、町民各々が「自分の命を自分で守る」という防災意識の醸成に努めることを目的とするもので、自治会・自主防災会・消防団・民生委員等が連携して、様々な災害の防災減災対策に取り組んでいる。

(ウ)防災関連事業

防災拠点施設・防災備蓄施設・貯水施設・非常電源整備事業・高台整備事業・Wi-Fi システム整備・タイムライン防災情報共有システム etc.

(エ)南海トラフ巨大地震・津波対策

家屋の耐震補強や耐震シェルター設置、家具固定や火災報知機設置に対し助成金制度を策定している。

令和6年3月には、井田地区の道の駅紀宝町ウミガメ公園に津波避難タワーを始めとした防

災拠点施設が完成し、同年 12 月には災害時に物資輸送の主要道路となることが見込まれる近畿自動車道紀勢線のうち新宮紀宝道路（2.4 k m）が開通した。

(オ) 防災マップの作成

- ・紀宝町防災マップ…紀宝町全域地図に津波浸水エリア・土砂災害危険エリア・避難場所を表示。
- ・紀宝町防災マップ（土砂災害編）…地区ごとに土砂災害警戒区域・避難場所を表示。

(カ) 紀宝町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

② 当会の取組

(ア) 当会女性部による防災セミナー、「女性部紀宝町防災施設を巡るツアー」の開催及び災害備蓄保存用パン取扱い事業

(イ) 紀宝町建設業組合との災害時の連携

(ウ) BCP に関する国の施策の周知、BCP セミナーの開催及び会員事業所の BCP 策定支援

Ⅱ 課題

(1) 当町の課題

台風による風水害が多発する地域ということもあり、紀宝町では先進的な取組として全国に先駆けてタイムラインを策定した。このタイムライン策定は、人的被害の減少が見込めるものである。

一方、紀宝町の立地は高台に平地が少なく、車両や機材を退避させる場所の確保が難しく、物的被害の減少を難しいものとしている。また昨今の異常気象による降水量の増大により、これまで浸水被害を受けたことのない高さまで水位が上昇し、避難場所が浸水被害を受けるといったケースが発生した。

(2) 当会の課題

令和 6 年 8 月に商工会事務局移転により、当会は就業改善センターから旧鶴殿図書館へと移転した。新事務局は海拔 23m の高台に位置し、発災時の避難所として指定されている。また道路も広くはないものの町内 4 方向へと向かうことができる立地となっており、発災時には以前より初動対応が取りやすくなった。

発災時の活動について、事前災害については情報収集及び他団体への連絡体制の計画は策定されており、策定後の災害は激甚災害の指定を受けるほどのものは無いこともあり、問題なく機能している。しかし巨大地震については震災体験者はおらず、緊急時の対応を推進するノウハウは十分とは言えない。保険・共済についても講習を行ってはいるが、適切な助言を行える当会経営指導員等は不足している。

また、前回計画策定時には感染症についての記述がないため、感染症用の計画策定として、地区内小規模事業者に対して、予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作り、感染時に備えたマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の必要性周知などの取組促進が必要である。

Ⅲ 目標

- (1) 地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- (2) 発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と紀宝町の間における被害情報報告ルートを構築する。
- (3) 発災後速やかな復興支援が行えるよう、また、域内において感染症発生時には速やかな拡大防止措置が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

- (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和 7 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日）
- (2) 事業継続力強化支援事業の内容
当会と紀宝町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。
 - ① 事前の対策
 - (ア) 小規模事業者に対する災害リスクの周知
 - ㊦ 巡回経営時に、紀宝町防災マップ、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等リスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
 - ㊧ 会報、ホームページ等において、国の施策紹介、リスク対策の必要性、損害保険の概要紹介、BCP セミナー開催告知、BCP 策定支援募集等を行う。
 - ㊨ 小規模事業者に対し、BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
 - ㊩ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
 - ㊪ 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
 - ㊫ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
 - ㊬ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ＩＴやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

(イ) 商工会の事業継続計画の作成
(別添参照) 事業継続計画 (令和 7 年 1 月作成)

(ウ) 関係団体等との連携

⑦BCP 等作成に関して、三重県中小企業共済協同組合及び損保会社の情報を使用する。

⑧感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険 (生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など) の紹介等を実施。

(エ) フォローアップ

⑨小規模事業者の BCP 等取組状況の確認

⑩紀宝町事業継続力強化支援計画について、状況確認や改善点等がある場合には、当会と紀宝町との間で計画の変更・改善について協議する。

(オ) 当該計画に係る訓練の実施

自然災害 (6 弱の地震) が発生したと仮定し、紀宝町との連絡ルートの確認等を行う (訓練は必要に応じて実施する)。

②発災後の対策

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

(ア) 応急対策の実施可否の確認

⑪発災後 3 時間以内に職員の安否報告を行う。

(SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況 (家屋被害や道路状況等) 等を当会と当町で共有する。)

⑫国内感染者発生時には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。

⑬感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、紀宝町における感染症対策本部設置に基づき、当会による感染症対策を行う。

(イ) 応急対策の方針決定

⑭当会と紀宝町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

豪雨…職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等。

津波…津波警報が発令され職員自身の所在地及び当会までの経路が津波浸水区域に該当する場合は、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等。

地震…職員自身が命の危険を感じる場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等。

スマホ・SNS 等連絡手段が遮断された場合…職員自身が命の危険を感じる場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等。

①職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。

⑦大まかな被害状況を確認し、24 時間以内に情報共有する。

被害状況の目安は以下を想定

被害状況	目安
(a)大規模な被害がある	・10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」など、比較的軽微な被害が発生している。 ・1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」など、大きな被害が発生している。 ・被災が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
(b)被害がある	・1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」など、比較的軽微な被害が発生している。 ・0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」など、大きな被害が発生している。
(c)ほぼ被害はない	・目立った被害は確認できない。

※連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする

⑤本計画により、当会と紀宝町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

期 間	情報共有回数
発災後～1 週間	1 日に 2 回
1 週間～2 週間	1 日に 1 回
1 週間～1 カ月	2 日に 1 回
1 カ月～	必要に応じて

⑧紀宝町で取りまとめた感染症対策行動計画をふまえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施。

③発災時における指示命令系統・連絡体制

(ア) 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。

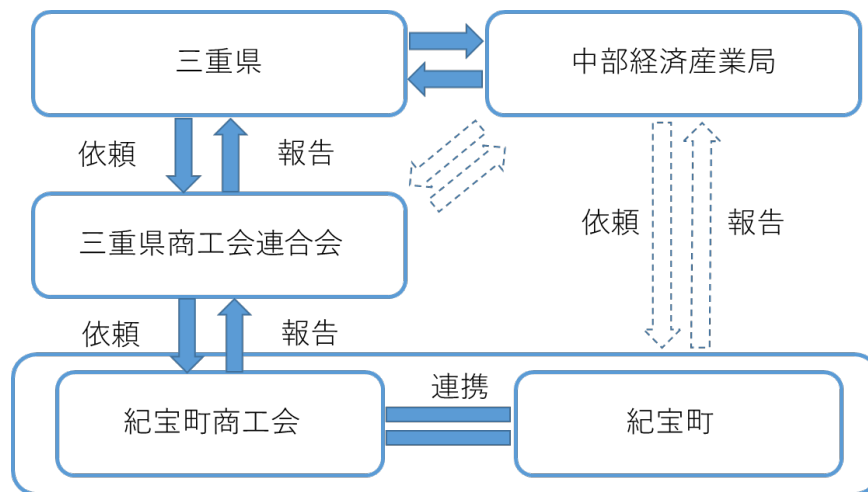
(イ) 自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決定する。

(ウ) 当会と紀宝町は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）について、あらかじめ確認しておく。

(エ) 当会と紀宝町が共有した被害情報について、国や三重県等からの情報や方針に基づき、当会は三重県商工会連合会から三重県へ報告（メール又はFAX）する。

(オ) 三重県への被害情報報告は、概要把握を目的とする初動報告について、原則として発災から24 時間以内に報告する。（三重県から別途指示があった場合は、その指示による。）

(カ) 初動報告において甚大な被害の発生が認められた場合、激甚災害指定等に資するため、別途、より詳細な被害額調査を行う。（初動報告様式は「様式第3」を参照



④応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

(ア) 相談窓口の開設方法について、当会と紀宝町が相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。

(イ) 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。

(ロ) 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。

(ハ) 応急時に有効な被災事業者施策（国や三重県、紀宝町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

(ニ) 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

⑤地区内小規模事業者に対する復興支援

(ア) 三重県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。

(イ) 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を三重県、紀宝町、三重県商工会連合会、全国団体等に相談する。

(ロ) 当地域の被害規模が大きく、他の地域からの応援派遣が必要な場合は、三重県商工会連合会が中心となって派遣職員の調整を行い、三重県商工会連合会及び県内商工会の職員について、当地域への応援派遣を受けながら復興支援に取り組む。

【災 害 名】にかかる被害状況報告（初動24時間）

報告団体名
記入者所属
記入者氏名
連絡先(TEL)

下記のとおり報告いたします。

確認	被害の程度	状況の例
☐	(1)大規模な被害がある	・ 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」など、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」など、大きな被害が発生している。 ・ 被災が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
☐	(2)被害がある	・ 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」など、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」など、大きな被害が発生している。
☐	(3)ほぼ被害はない	・ 目立った被害の情報がない。

備考（把握している具体的な被害等）
(例) ●×鉄工所(○○地区)：床下浸水、レストラン□○(○△地域)：強風で看板が落下
スーパー▽▲(□△町)：停電が長引き、生鮮品と冷凍食品がダメになった

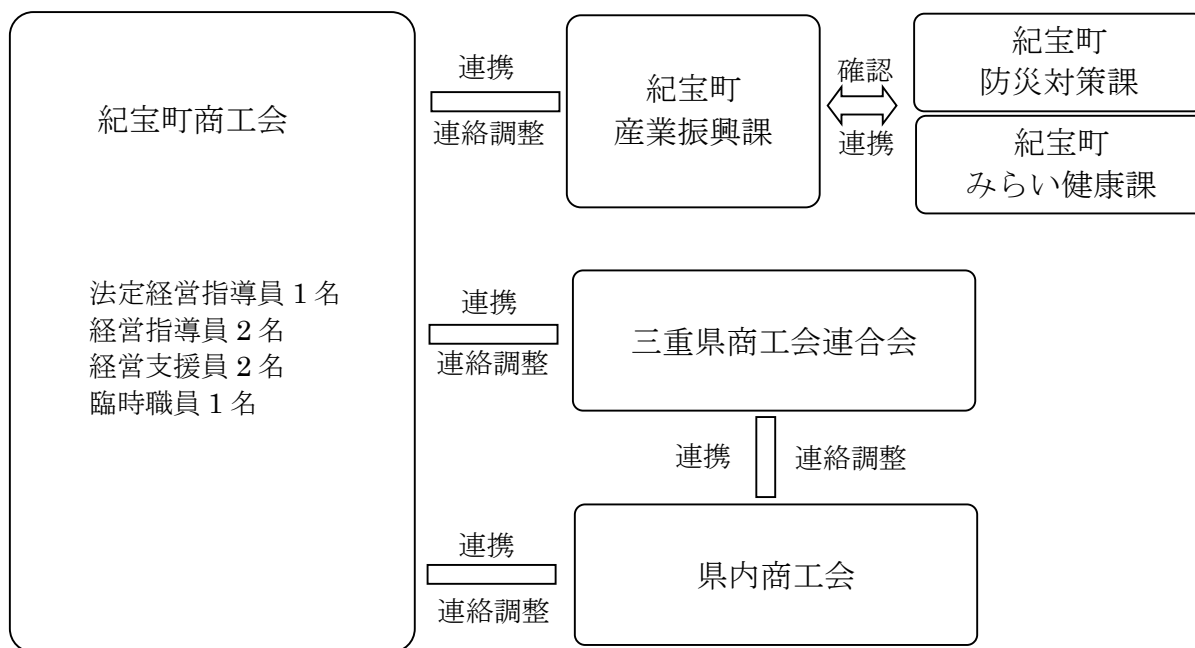
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年1月現在)

(1)実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



(2)商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 莊司 正樹（連絡先は後述（3）①参照）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

(a)本計画の具体的な取組の企画や実行

(b)本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

(3)商工会／商工会議所、関係市町連絡先

①商工会／商工会議所

紀宝町商工会

〒519-5701

三重県南牟婁郡紀宝町鶴殿 1410 番地

TEL 0735-29-1515 / FAX 0735-29-1516

E-mail:kihoshokokai@gmail.com

②関係市町

紀宝町 産業振興課

〒519-5701

三重県南牟婁郡紀宝町鶴殿 324 番地

TEL 0735-33-0336 / FAX 0735-32-0727

③その他

三重県商工会連合会

〒514-0004 三重県津市栄町 1 丁目 891 番地 三重県合同ビル 6 階

TEL 059-225-3161 / FAX 059-225-2349

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
必要な資金の額	70	70	70	70	70
セミナー開催費	70	70	70	70	70

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、事業収入、伴走型小規模事業者支援補助金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
三重県中小企業共済協同組合 理事長 坂下 啓登 〒514-0004 三重県津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル3階
連携して実施する事業の内容
1. 事前の対策 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知 ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所のリスク対策(事業休業への備え、水災補償、保険・共済加入等)についての説明を実施する際、三重県中小企業共済協同組合の職員が必要に応じて同行説明等の協力・支援を行う。 2) 関係団体等との連携 ・代理所委託契約を締結している三重県中小企業共済協同組合と連携し、リスク対策として、災害等で事業用建物が被害に遭い休業をした場合の利益を補償する「休業対応応援共済」の推進及び普及PRを行う。
連携して事業を実施する者の役割
・中小企業・小規模事業者が災害等で事業用建物が被害に遭い休業をした場合において、事業継続を支援する「休業対応応援共済」を中心に災害リスク対策として共済商品を説明、提供する。 ・三重県中小企業共済協同組合は損害保険会社の代理店でもあるため、商工会会員のニーズに応じてリスク対策としての保険商品を幅広く提案をすることができる。 ・県下各商工会や中小企業・小規模事業者の事業所において、三重県中小企業共済協同組合の職員が災害リスク対策としての損害保険・共済商品の説明会を実施する。
連携体制図等
<pre> graph TD A[三重県中小企業共済協同組合] <--> 連携 B[紀宝町商工会] A -- "協力・支援" --> C[地域小規模事業者] B -- "協力・支援" --> C </pre>